

地方創生対策特別委員会(事前)

令和2年11月26日(木)

〔委員会の概要〕

井下委員長

ただいまから、地方創生対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○「冬のとくしま応援割」実施事業について(資料1)

○徳島自動車道「土成・脇町間」の4車線化について

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明させていただきます。

まず、開会日での議決をお願いする補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

その2と記載がない説明資料の1ページをお開きください。令和2年度一般会計につきましては、補正額欄の2段目に記載のとおり、5億3,300万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、57億9,652万7,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。課別の主要事項説明でございます。

まず、商工政策課の中小企業指導費の摘要欄の①のア、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業でございます。この事業は、県内事業者の業種別ガイドラインに基づく新しい生活様式の実装を、20万円、50万円、100万円のメニューを設定し、助成率10分の10で支援するものでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例の施行等もあいまりまして、多数の申請が、今後、見込まれるところです。この度の補正予算案におきましては、期限としております12月28日までに申請を頂いた事業者の皆様の取組を支援するため、4億2,000万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。観光政策課の観光費の摘要欄の①のア、「冬のとくしま応援割」実施事業につきましては、来る12月1日から来年2月末までの3か月間、1人1泊5,000円を上限に県民限定で実施する、冬のとくしま応援割につきましては、2万人泊分の宿泊助成に要する経費として、1億1,300万円を計上しております。

なお、6月から8月にかけて実施いたしました、夏のとくしま応援割との変更点につきましては、資料を御用意させていただいておりますので、御報告事項として御説明させていただきます。

商工労働観光部において、今定例会に提出を予定しております案件につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、補正予算案に関連いたしまして、1点御報告させていただきます。

「冬のとくしま応援割」実施事業についてでございます。お手元の資料1を御覧ください。夏に実施した、とくしま応援割との主な変更点につきまして、資料の3番目の項目に記載しておりますので、御覧くださいますようお願いいたします。

まず、助成対象の拡充といたしまして、宿泊料のほか、施設内での土産物購入や宿泊に伴う交通費に加えまして、県民の皆様の利便性を高めるため、県内旅行会社からもお申込みをいただけるよう、利用範囲を拡大いたします。

次に、宿泊施設の利用促進といたしまして、県内旅行会社と連携し、冬の魅力再発見につながるプランを造成いたしますとともに、県観光情報サイト、阿波ナビにて各宿泊施設の魅力ある情報を取りまとめて発信いたします。また、宿泊施設毎の利用数に、1,000人の上限を設定いたします。

さらに、感染予防対策の徹底といたしまして、県の新型コロナ感染拡大防止条例に基づき、感染予防対策に積極的に取り組む宿泊施設を募集、登録いたします。

最後に、不正防止対策の強化といたしまして、連泊利用の制限として、1回3連泊まで、連泊は2回までとさせていただきますとともに、必要に応じた宿泊施設への立入調査など、適正な事務処理のため、運営面を強化いたします。

なお、事業の実施に際しましては、観光事業者を対象に説明会等を実施し、十分な周知を図りますとともに、冬のとくしま応援割を通じまして、県民の皆様に冬の徳島の魅力を再発見し、存分に楽しんでいただけますよう、県内観光需要の下支えにつなげるため、しっかりと取り組んでまいります。

説明及び報告につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

松本農林水産部長

農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料、その2の1ページをお開きください。1、その他の議案等といたしまして、(1)条例案でございます。ア、徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例でございます。

県民が、木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動に参加できる場を提供することにより、木育を推進し、森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県産材の利用を促進するため、新たに設置する、徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

貫名県土整備部長

1点、御報告させていただきます。

徳島自動車道、土成・脇町間の4車線化についてでございます。資料の配付はございませんが、昨日、西日本高速道路株式会社から、徳島自動車道、土成・脇町間のうち、阿波

パーキングエリア付近、7.5キロメートルの4車線化について、来月18日より対面通行を解消する車線運用に切り替えるとともに、来年春に完成する見込みであるとの発表がありました。

これにより、現在の対面通行による暫定2車線の運用から、上下線を分離した車線の運用へと切り替わるため、利用者の安全・安心の確保はもとより、快適性の向上が図られることとなります。今後とも、県議会をはじめ地元自治体と連携し、徳島自動車道の全線4車線化の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井下委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。それでは質疑をどうぞ。

北島委員

私のほうから、先日の経済委員会でも報告がありまして、また今日のこの委員会でも報告がありました、商工労働観光部のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業が、この議会で補正予算として上げられるという報告を頂きました。

この事業について、今現在把握されている申請の件数及び金額を分かる範囲で構いませんので、教えていただけますでしょうか。

島田商工政策課長

ただいま、北島委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の現在の申請状況について御質問を頂いたところでございます。

11月19日現在で申し上げますと、現在5,532件、20億1,982万円の申請を頂くなど、多くの事業者の方々に御利用いただいております。

なお、交付決定につきましては5,302件、18億7,054万6,000円で、件数ベースで96パーセント、金額ベースで93パーセントの交付決定をしているところでございます。

北島委員

前回、8月末の時点の数字を御報告いただきました。その後、現在に至るまで件数で約2,500件、また金額で言いますと9億円余りがこの期間で増えているという状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症の状況も変わっておりますし、またそれぞれの業種における対策というの、徐々に変わっているかと思っておりますけれども、申請をされている業種の内訳が分かれば教えていただけますでしょうか。

島田商工政策課長

北島委員から、現在の業種別の申請について御質問を頂いたところです。

委員がお話しのとおり、さきの御報告から件数は伸びているところでございまして、1

週間に約1億円のペースで申請を頂いているところでございます。

業種別の内訳でございますが、件数ベースで申し上げますと飲食業が全体の24パーセント、小売業が13パーセント、そして理美容業が12パーセントの申請を頂いているところでございます。金額ベースでも、飲食、小売、理美容とその順番で推移しております。

北島委員

まさしくこの新型コロナウイルス感染症で一番苦しんでおられる業種の方が利用されているというところで、その点については非常に効果的というか、皆さんにとって良い政策なのかなと思っております。

先ほど1週間に1億円というようなペースでという申請でしたけれども、今回、延長もされております12月28日までが申請の受付で、助成の期間が約1か月後、1月29日までということになっておりますけれども、申請から受け取ることができる期間は、皆さんがすぐに申請したら、きちんもらえるのかという、いわゆる処理の状況ですけれども、そのところを把握されているとかありましたら、教えていただけますでしょうか。

島田商工政策課長

北島委員から申請の期間について御質問を頂いたところでございます。

現在、委員がお話しのとおり、円滑な申請につなげるために当部におきましては、活用事例、また具体的な記載例、またFAQを整備して、県内36か所に受付相談窓口を設けまして、そしてそれを一括で審査いたします、頑張る事業者応援センターを庁内に設置して、速やかな事務処理に努めているところでございます。

これまで数多くの審査をする中で培った経験とかノウハウが蓄積されておまして、より迅速な事務処理に努めているところでございまして、御答弁もさせていただきましたけれども、従来、申請受付から交付決定までおおむね2週間から3週間の時間を頂いたところでございますけれども、現在につきましては、書類の不備がない場合には10日前後まで短縮をしているところでございます。

できるだけ早く事業者の皆様のお手元にこうした導入が進みますよう、より迅速な事務処理に努めまして、新しい生活様式の実装につなげてまいりたいと考えているところでございます。

北島委員

ホームページも見させていただきましたけれども、事例であるとか、様々な情報が非常に多く載っておりますので、申請の時に間違っていてまた返されてという、そういうふうな事が少なくなるような工夫がされているのかなと思いますので、引き続いて皆さんに分かりやすい広報、そして迅速な交付ができるよう尽力をしていただきたいと思います。

本当に皆さん困っている状況ですので、もう皆さんが頼りですので、どうぞよろしくお願いします。

扶川委員

今、ちょうどWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の話が出ましたので、そ

れからお尋ねしますけれども、10日前後に審査が短縮しているということは結構なことで、それだけ効果が早く発現するわけですから、良いことだと思います。できるだけ短縮をしていただきたい。

ただ、ごく一部、聞くところによると1か月以上たってもまだ決定になっていないという事例があるのだそうです。恐らく原因があるのだらうと思うのです。個別の問題なのでここでどうこう言いませんけれど、申請者に対してはきちんとした責任ある説明をしてあげないと不親切だと思うのです。大分ストレスがたまったような例もあると聞きますので、疑義があつたりして審査が遅れているのであれば、当事者に対しては十二分に説明をしてあげる必要があると思います。

もちろん観光のほうであったような不正、連泊の不正みたいなああいう不正に直接関わっているおそれがあるとか、そんな場合はもちろん安易に情報提供できないでしょうけれども、そうでないのであれば、できるだけきちん丁寧に説明をしてあげるべきだと思いますが、いかがですか。

島田商工政策課長

ただいま、扶川委員から、手続の迅速化について御質問を頂いたところでございます。

重ねての答弁となってしまうかもしれませんが、現在できるだけ円滑な申請につなげるために鋭意速やかな事務処理に努めているところでございます。

なお、委員がお話しのとおり、申請件数の増加とともに、一部の申請におきましては、本助成金の目的にそぐわない事業規模の拡大のための設備投資でありますとか、事業とは直接関係のない個人財産の改修経費でありますとか、市場価格と比較して明らかに高額な工事や備品の見積りの提出なども見受けられるところでございます。

こうした状況につきましては、申請者に対しても現在こういう状況ですということをお伝え申し上げて、公金の適正支出あるいは制度の適正な運用のための審査に時間を要しておりますということをお伝えいたしまして、申請者に対しても何も分からなく待っていただくようなことがないように努めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも迅速な事務処理に努めまして、新しい生活様式の実装を多くの事業者の皆様に取り組んでいただけるよう取り組んでまいります。

扶川委員

よろしく願いいたします。中には空気清浄機を申請しただけなのにまだ決まっていないという例があるそうです。何か原因があるのでしょうか、きちんと説明をしてあげていただきたいと思います。

それから、制度を利用すればいいのにできていない、本人に意欲が無いのか、あるいは情報を知らないのか分かりませんが、町に行くところも見受けられます。これは臨時の経済委員会の中でも委員外議員で質問しましたが、最初にどれだけ対象となる事業者があるのか、それの中でどのくらい需要があるのかというようなことを見込んで事業を始めたと思いますけれども、もう1回この数字を教えてください。

島田商工政策課長

ただいま、扶川委員から、制度設計についての御質問を頂いたところでございます。

当初、8月末までの申請期間ということで、できるだけ感染の第2波、第3波に備えて、この事業を実施したいと考えておりまして、その時点では大体平均件数40万円で5,000件、そして予算規模でいきますと20億円の制度設計で推進したところでございます。そうした中、7月に、事業者の皆様から全国的に店舗でありますとか、改修事業の高まりから備品の納期や工事が間に合わないというお声も受けまして、申請期限を本年の8月31日から12月28日まで延長させていただいたところでございます。

現在も、県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する条例の施行もありまして、事業者の皆様の感染防止対策が義務付けられておりまして、そういった更なる申請増加も見込まれますので、そうした事業者の皆様に対応できるよう、こちらのほうもお申込みをいただきまして感染防止対策を早期に進めてまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

経済委員会で御答弁いただいている3万5,000か所でしたか、5万5,000か所でしたか、明確に覚えていないのですが、最初、業者数がどのくらいあって、その内5,000件ぐらいが使われるのではないかと見通しを立てられた、その対象となる事業者数がどのくらいかというのを教えてください。

島田商工政策課長

重ねて扶川委員から、本助成金の制度設計について御質問を頂いたところでございます。

国の専門家会議の中で、5月4日にこの新しい生活様式が打ち出されたところでございます。

それを受けまして、県でも新生活様式導入応援助成金ということで、予算を6月補正に計上させていただき、議会の皆様にお認めいただいたところでございます。そうした先行事例もありまして、平成28年の企業センサス数に基づいて、全体で3万5,000の事業所数があるわけでございますけれども、この内8月末までに約5,000件が皆様から申請いただける形で制度設計をさせていただきまして、予算を計上させていただき、お認めいただいたところでございます。

扶川委員

そうすると、このペースで12月28日までいくと、見通しとしては何件になるのですか。

島田商工政策課長

扶川委員から、この助成金の申請見込数について御質問を頂いたところでございます。

先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、本助成金につきましては、1週間に約250件の申請を頂いているところでございまして、受付相談窓口であります商工会議所、商工会、コールセンターへの相談内容を踏まえますと、今後とも同様の申請があると見込んでおりまして、今後約1,500件、都合7,000件の申請を見込んでいるところでございます。

扶川委員

企業センサスに基づく事業所が3万5,000件あると。最初は8月で締めて5,000件ぐらいの事業をしようということだったのですが、欲しいという声がどんどん出ていて、今、週当たり250件でしょう。28日で切れば7,000件で終わってしまいますけれど、もっと需要があると思いませんか。それはどういう御認識ですか。

島田商工政策課長

ただいま、扶川委員から、重ねてこの申請見込みについて御質問を頂いたところでございます。

委員がお話しのとおり、条例の施行でありますとか、国において進められておりますG o T oキャンペーン関連事業において、対象事業者に感染防止対策への取組が求められていることなどから、申請は今までどおり見込んでいるところでございます。

現在、感染の大きな波も懸念されているところでございますので、事業者の皆様には、申請期限までに、まずはお申込みいただきまして、ウイズコロナ時代の適切な感染防止対策を早期に進めていただきたいと考えておりまして、我々も全力でそれを支援してまいりたいと考えております。

扶川委員

締切りを一応示して、それを目指して最大限申し込んでくださいよと、それについて全力で対応すると、それは結構なことで是非そうしていただきたいと思うのですが、先ほども申し上げたように業者の側、事業者の側にも認識の問題、あるいは必要性についての認識の問題以外にも単に情報を持っていないとか、そういう温度差があります。

今、どんどん新型コロナウイルス感染症が拡大して、また第3波が来ている状況の中で、必要性は増しているのだけれど、意識が追いついていないという業者もあると思います。

残念ながら、これが12月28日で全て意識が切り替わって、どの店、事業者でも対策がとれるであろうということにはならないのではないかと私は思うのです。

やっぱり、やってもらわなければいけないのに、やらないままになってしまうというところが残りはしないか。その結果、主に県外から新型コロナウイルス感染症が持ち込まれたりして、徳島県内で十分な対策がとれていなかったがために新型コロナウイルス感染症が広がったりしますと、クラスターが発生したりしますと、また徳島県内の観光にしても消費にしても冷え込んでしまうと。

そんなことにならないためにも、金は掛かりますけれど、3万5,000の事業所に対して、全て自分のところは大丈夫かという点検をしていただいて、対策がとれていないのであれば対策をとっていただくような積極的な制度を使っていただくような手立てを県として働き掛けていくべきだろうと思うのです。

そのためには、場合によってはこの申請の状況によっては、制度の延長というものも判断していいのではないかと私は思っているのです。

それは、事業者に対してきちんと対策がとれているかどうかという確認、点検というのを危機管理環境部のほうでは飲食店などでは巡回をしていくそうですけれども、そういう問題について危機管理環境部のほう、あるいは保健福祉部のほうとも連携を図って、県下

の事業所、ほぼどの事業所でも感染対策がとれているという状況を作っていく必要があるのではないのでしょうか。

そのために、この制度というのは非常に良い制度なので、今回はもちろん増額に賛成ですけれども、課題として延長したり、更に徹底していくための対策というのは必要ないのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

島田商工政策課長

ただいま、扶川委員から、申請の延長について御質問を頂いたところでございます。

制度の周知についても御質問を頂いたところでございますけれども、現在、県のホームページの新型コロナウイルスポータルサイトに掲載するとともに、南部、西部の両県民局、市町村をはじめ、県の生活衛生営業指導センター、更に事業者にとって身近な存在であります商工会や商工会議所、さらには金融機関にも御協力を頂きまして、周知、広報の協力強化を図っているところでございまして、周知については十分行き渡っているのではないかと認識しているところでございます。

また、事業者の皆様にできるだけ具体的なイメージを持っていただけるように、更にホームページの周知についても詳しくホームページに掲載するように努めてまいりたいと考えております。

現在12月28日まで申請期間となっております、今議会におきましては、申請期間までに必要な4億2,000万円を計上しているところでございまして、事業者の皆様には、まずは申請期限までにお申込みをいただき、ウイズコロナ時代の適切な感染防止対策を早期に努めていただけるよう、我々も全力で支援してまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

とにかく、まずはということで、その結果を見て、現場を見て、また12月末以降どういう対策が必要か考えていただきたいと思います。

やっぱり目標は徳島県下どこのお店に行っても、きちんと新型コロナウイルス感染症対策ができていう状況を作り出すことですから、できていないまま終わってはいけませんので、それは当たり前のことではないのでしょうか。できていればそれでいいので、そういう意味では巡回していくということをこれから始めるわけですから、その中で県下の事業所できちんと対応がとれているかどうかという確認を、県としてもしていただきたいと思います。私は思いますけれども、自助努力に任せているだけでは、感染予防はできないと思います。

それから補助の内容ですけれども、先端的な技術を取り入れてどんどん新しい感染予防対策というのをとっていくべきだと思うのです。

例えば、紫外線を使った殺菌であるとか、換気も兼ねたエアコンであるとか、この寒い時期には、北海道なんかでは換気をためらうためにクラスターが発生するというようなこともいわれています。

しかし、従来の助成では、換気を兼ねたエアコンについては補助対象外となっている。これはほんの一例ですけれども、技術が日進月歩する中で最新の知見を基にして補助対象と

する機器とか工事について、弾力的な対応をお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

島田商工政策課長

ただいま、扶川委員から、新たな機器の導入も対象にすべきではないのかという御質問を頂いたところでございます。

助成対象機器については、換気などガイドラインに沿った感染予防対策といたしまして、国をはじめ公的機関において有効性が認められ、またその安全性が担保されているものを対象としているところでございます。

これまで、そうしたエビデンスが確立されたものについては、助成対象に順次加えているところでございまして、さらに本制度の助成対象となる事業は、原則、県内事業者の皆様による工事や調達としておりまして、県内景気の押し上げになりますことから、今後とも公的機関などのエビデンスが確立され、新たに有効性や安全性が認められた機種については、対象として検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

それも弾力的な対応をお願いいたします。

応援割についてお尋ねしますが、宿泊施設間の利用格差が大きい。今回、宿泊施設ごとの利用数に上限1,000人を設定するということですが、これは、できるだけ広く宿泊施設に恩恵を及ぶようにしようという工夫の一つと考えてよろしいですか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、宿泊施設毎の利用回数に上限1,000人を設定したということについての御質問を頂戴いたしました。

今回、宿泊施設の利用促進ということで様々な取組をしているところでございますけれども、宿泊施設に上限を設けまして、県民の皆様に様々な宿泊施設を御利用いただきたいということで、今回上限を設定させていただいたところでございます。

扶川委員

だから、広くいろいろな施設ということですね。現状として、これは毎回聞いていますけれど、ゼロ、それから一桁台というのは、それから一番多いのは3,000以上ということですが、もう1回ちょっと数字を押さえないのですが、一番多いのは上位から三千六百幾らと聞きましたけれど、教えてください。それとゼロ、一桁はそれぞれ何件か、もう一度数字の整理をさせてください。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、とくしま応援割で利用が多かった施設の人泊数と、利用が少なかった施設の御質問を頂戴いたしました。

利用が多かった宿泊施設の人泊数を上位五つ申し上げます。

1番多かったのが3,602人泊、2番目に多かったのが2,644人泊、3番目に多かったのが

2,136人泊、4番目が1,341人泊、5番目が1,338人泊でございます。

続いて利用が少なかった宿泊施設でございますけれども、利用が一桁台の施設が20施設、利用がゼロだった施設が11施設でございます。

扶川委員

これは別に施設が増えるわけではないので、応援割をやったらまた同じように傾向が出てくると思うのです。

その中で1,000人以上で足切りをする。この実績から1,000人以上を除くと、1,000人以下に回る宿泊数はどのくらい増えるのですか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、上限を設けることによりまして、他の施設にどれだけ回るかという御質問を頂戴いたしました。

今回、冬の応援割につきましては、12月1日から2月28日までの3か月間を実施期間としまして、2万人泊を上限として実施するものでございます。

今後、県の観光情報サイト阿波ナビにおきまして、各宿泊施設の魅力ある情報を取りまとめて発信することによりまして、参加いただきました各施設に数多くの県民の皆様が御利用いただけるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

扶川委員

御答弁になっていないのですが、例えば上位の五つだけで、この1,000を超すのを足していったら、600、600、1,600と、何千泊もの上限の足切りがあって、カットがあって、その分が多分それ以下の少ない所に回っていくのだらうと思うのです。

それは公平性を期すために、私はこれはいいことだと思うのですが、一方で一桁が20施設、それからゼロが11施設という状況をこのことだけで解消することはできないと思うのです。解消する必要があるかどうかという議論があるかと思いますが、できるだけ手を上げている業者さんにも恩恵が及ぶようにしてあげたいと思うわけです。

前にも議論をしたことがあるかと思うのですが、自助努力をしてなかなかうまくいかない場合に、恐らくその施設とか立地条件とか、サービスを提供する内容とかに魅力が乏しいのだらうと思うのです。原因があらうかと思うのです。

そういうことについて県のほうで相談に乗って、支援をしていくというようなこともあっていいのではないかと、相談に乗っていくということもあっていいのではないかと、思うのですが、そのような取組というのはされましたか。

吉田観光政策課長

冬のとくしま応援割の実施につきましては、小規模施設の利用促進としまして、例えば県民の皆様の多様な宿泊や旅行ニーズにお応えできますよう、とくしま応援割を組み入れた旅行プランの造成をしていただける県内旅行会社への支援や、各宿泊施設の魅力や特色、写真などの情報につきましては、分かりやすく取りまとめ、阿波ナビなどで効果的に情報発

信するなど、工夫を凝らしてまいりたいと考えているところでございます。

今後、県民の皆様が県内の様々な宿泊施設を御利用いただきまして、宿泊施設の魅力を含め、徳島の冬の魅力を存分に楽しんでいただけるよう、しっかりと準備を進めたいと考えております。

扶川委員

言いたいのは、この実績がなかなか上がらない宿泊施設、規模が小さいから泊まっていないというのもあるかも分かりませんが、きちんと部屋を用意して手を上げているのに実績が上がらない、何なのだろう。

ゼロとか一桁とか、私も具体的な施設名が分からないので聞きに行けないのですが、例えば、県のほうで、どうやれば泊まってもらえるのだろうか、利用してもらえるのだろうかという相談に乗ってあげると。よその所ではこういう工夫をして増やしていますよとか、そういうアドバイスをしてあげる。これも大事なのではないかなと思うのです。

それからWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金で、感染症対策で助成をやっていますが、こういう施設もやってもらうことを前提とした応援割の対象になるわけですが、場合によっては新しいサービスを提供したりすることについて、積極的に資金の貸付をすとか、場合によれば補助制度を作るとか、何か工夫ができないものかなと私は思うのですが、もう一步を踏み込んだ手当というのはできないものなのでしょうか。

栗田商工労働観光部次長(海外戦略・観光担当)

ただいま委員から、実績が上がっていない施設に対する集客の工夫でありますとか新しいサービスについての御意見を頂きました。

まず繰り返しになりますが、今回のとくしま応援割におきまして、各施設ごとに利用の数に差が出ておりますこと、これにつきましては、それぞれの施設の客室数でございますとか、立地条件でございますとか、宿泊施設の形態でございますとか、様々な異なる事情がございますので、その利用に差が出てくるところにつきましては、致し方のないところであろうと考えております。

ただ実績が上がっていない所、ゼロの所とか一桁台の所について、私どものほうでもホームページとかOTAを使った情報発信を見させていただきましたら、例えば施設の写真が載っていないとか、十分な情報が載せられていないとか、そういった施設も散見される場所がございます。

そういう所につきましては、私どものほうもホームページの充実とか、情報のアップとかそういったことにつきまして、これまでも各施設さんのほうにも御相談をさせていただいたところでございます。

今後、冬の応援割を実施するに当たりましては、そういった宿泊施設の生の声とか魅力、そういったものをより良く整理をいたしまして、それをきちんと外部に発信する、こういったところの創意工夫、これも充実させることによりまして、宿泊施設を知ってもらう、魅力を知ってもらう、そういったところの工夫を重ねることによりまして、各施設の利用促進、これを図っていききたい、このように考えているところでございます。

扶川委員

情報発信の仕方なんかについてお手伝いというかアドバイスをしているということですね。それは非常にいいことだと思います。

なかなかついていけない、新しい時代についていけない経営者もいるだろうと思いますので、そういうところも是非、親切な手当を続けていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

それから不正防止について伺います。

これについては連泊をやめさせると、1回3連泊まで、連泊は2回までというようなことで、これの効果というのはどういう形で上がるのかちょっと説明をいただけませんか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、不正防止対策についての御質問を頂戴いたしました。

今回のとくしま応援割における不適正な申請につきましては、同一の人物が長期間の宿泊を繰り返し申請してきたという事案でございまして、そういったことを防ぐために連泊を1回当たり3連泊、回数も2回までという形で制限させていただいたところでございます。

そうしたことによりまして、同様の事案が二度と発生しないように取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

だからそういうインチキのテクニックについて抑える効果はあるというのは分かりました。ただ、連泊しなくても不正というのは起こりうるので、これも臨時の経済委員会で申し上げましたが、場合によれば立入調査をするよというアピールをすることによって、実際に必要な場合はすることによって抑制効果を上げていただきたい。

今回、必要に応じた宿泊施設への立入調査など、適正な事務処理のための運営面の強化というのは入っているんで、これはいいのではないかと思います。

ただ、その不正が明らかに確認されたときに立入調査をするというだけではなくて、公正性を担保するために抽出して立入調査をする場合もあるのだよ、ぐらいのことを、そういう場合もあるよというぐらいのことを、実際やるかどうかは別にして、発信をしたらより効果的なのではないかと私は思うのですがいかがですか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、必要に応じて宿泊施設の立入調査についての御質問を頂戴いたしました。

今後、宿泊施設等につきましては説明会等もございまして、そういった場でしっかりとこういったことが起こらないよう施設側のほうにもお伝えしたいと考えております。

扶川委員

私も今意見を申し上げましたけれど、警告になるようなことも、脅すわけではないですけどね、不正を起こすようなことがないように、必要に応じて宿泊施設に立入りもする場

合があるよということはしっかり、ここに書いてあるようなことですが、情報発信していただきたいと思います。

それから、細かい話で申し訳ないのですが、宿泊料のほか施設内での土産物購入、宿泊に伴う交通費にも利用範囲を拡大というふうなことですが、これは従来は入っていなかったのか、具体的にこのおもてなしタクシーというのは何なのか、もう少し説明を頂けませんか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、とくしま応援割の助成対象の拡充についての御質問を頂戴いたしました。

夏のとくしま応援割のときには、助成対象につきましては宿泊料と宿泊施設内の飲食店のみが対象となっていたところでございます。

今回、冬のとくしま応援割には、それに加えて施設内での土産物の購入、また宿泊に伴う交通費、タクシーであるとかレンタカーであるとかそういった交通費も利用範囲として拡充したところでございます。

また、おもてなしタクシーにつきましては、徳島県の観光に来ていただいた方に広くサービスをするために、おもてなしタクシーというタクシーを認定しまして、現在拡充しているところでございます。

扶川委員

これを全部5,000円上限の枠内で弾力的に使えるということによろしいのですか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、こちらの助成対象については、枠は上限5,000円かという御質問を頂戴いたしました。

こちら、夏のとくしま応援割のときと同様、上限につきましては5,000円でございますので、5,000円の範囲内でこちらの宿泊料や土産物購入、また宿泊に伴う交通費が対象となるというところでございます。

扶川委員

安いビジネスホテルみたいな所に泊まって、5,000円以下の所にも泊まれるのかなと思ったりもしますが、5,000円の枠だとちょっと足りないかなと思ったりもしますが、これは新しく弾力的にやるのだから、それはそれでよしとしたいと思います。ただ一つ、前にも少し議論させていただいたことがありますけれど、施設内での飲食とかいうふうに限定しますと、例えば宿泊施設と近隣の飲食店なんかと連携させて、両方に恩恵が及ぶようにするみたいなことにはならないのではないかなと思うのですが、その近隣の飲食店でも使えるようにならないものですか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、助成対象についての御質問を頂戴いたしました。

とくしま応援割につきましては、飲食につきましては宿泊施設内の飲食を対象としております。

また、宿泊施設外につきましては、例えばG o T o トラベルの共通クーポンであるとか、G o T o イート等、国のほうの施策で、飲食店での周遊を進めるような施策もございますので、そういった施策とのすみ分けをするためにこういった形にしております。

扶川委員

そうしたら今回、利便性を高めるために県内旅行会社の旅行プランにも利用範囲を拡大というふうなことになっていきますけれど、この応援割の窓口において、今おっしゃったようなG o T o トラベルとG o T o イートの制度利用についても一緒に使えるのだよと、一緒に使ったら外でも食べたりできるよと、そういうような情報提供をして御案内をすると、そういうことはやれていますか、やれていなかったら是非やったほうがいいと思います。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、G o T o トラベル等の御質問を頂戴いたしました。

とくしま応援割につきましては、G o T o トラベルとの併用は不可とさせていただいているところでございます。

全然、別の制度としましてG o T o イートであるとか、そういったものを使って県民の皆様や旅行者の皆様が飲食店での周遊、そういったことはできるかと考えております。

また、G o T o トラベルで徳島県に来ていただいた方が飲食、そういった所に行ったりするのもできるかと考えておりますので、また国や県、市町村、様々な事業等を通じまして、県内経済の下支えに努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

そうでしたね、G o T o トラベルと併用できないのでしたね、それはだから分かりました。しかしG o T o イートとは併用できるのですよね。

だからG o T o イートのクーポン券なんかも持って、それで徳島の応援割も使って泊まって食べてと、物を買ってというふうなこともできるわけですね。

とにかく制度が、いろんな制度が出来てきて複雑になっていますので、窓口できちんと説明ができることが大事だろうと思います。

私自身も忙しくてあまり利用できていないので、それで理解できていないのですが、できるだけ利用したいなと思いますけれど、とにかくにも案内の窓口で、ここはこれだけとかいうのではなくて、いろんな制度をトータルに説明をして利用していただけるような丁寧な窓口づくりをしていただきたいのですが、最後そのあたりを答弁いただいて終わりたいと思いますが、いかがですか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から、丁寧な御説明をという御質問を頂戴いたしました。

今後、冬のとくしま応援割を実施するに当たりまして、とくしま応援割事務局でコールセンターを設けるとともに、また当課でも御質問等を承ることとなっております。

できるだけ県民の皆様、御利用される皆様に丁寧な説明をするように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

高井副委員長

私も気になっている事業が1件だけありますので、聞かせていただきたいと思います。詳しくは付託のほうに委ねますので簡単にお聞きしたいと思います。

6月の補正予算で計上されたと思うのですが、新型コロナウイルス感染症関係の県出身の県外学生の支援策ということで、ふるさと回帰「絆」強化事業というのがこの委員会でも御説明があったと思います。

それから、6月からなので少し時間がたって結果がどうなっているのかなというのが気になりましたので、今日少しだけお聞かせ下さい。

県出身の県外学生さん、困っている学生さんへの支援という形で、県産品を中心に申込みがあった方に送るという事業だったと思いますが、今までの申込状況を教えてくださいませんか。

金丸広域行政室長

高井副委員長から、ふるさと回帰「絆」事業の現在の申込状況について御質問を頂戴いたしました。

この事業につきましては、副委員長からもお話がありましており、新型コロナウイルスの感染拡大によりましてアルバイト収入の減収でございますとか、帰省や外出の自粛など、厳しい状況下にございました本県出身で県外在住の大学生等に対しまして、農林水産物や加工品等の本県特産品の送付でございますとか、体験型アンテナショップ「ターンテーブル」での食事の提供など、ふるさとの味をお届けすることによりまして、ふるさと徳島に思いをはせていただき、本県との絆^{きずな}の強化を図っていく事業でございます。

6月議会におきまして、事業予算をお認めいただきまして、本年の7月31日に専用ホームページにより、5,000名を上限として申込受付を開始いたしまして、申込者数につきましては、昨日11月25日時点で4,663件の申込みを頂いているところでございます。

高井副委員長

昨日時点で4,663件ということで、なかなか5,000件に向かってすばらしい結果だと思います。私も手の届く限り、知っている方に向けていろいろ連絡もしたりして、いい物が届いたという反応なんかも個人的には聞いているのですが、全体の反応というか今まで出た件数の中でどういう反応があるか、その点は分かりますか。

金丸広域行政室長

高井副委員長から、この事業におけます申込者からの反応についての御質問でございます。

本事業に申込みされた方から頂いた御意見を一部御紹介をさせていただきますと、まず、県特産品の提供を希望された方からは、新型コロナウイルス感染症の影響で、毎年楽しみにしていた徳島への帰省もできず寂しく思っている中、徳島県の名産に触れることができ

すごくうれしかったといった御意見でございますとか、大学進学で県外に引っ越して以降、食べる機会のなかった県産品を食べることができ、とてもおいしかったなどの御意見を頂戴しております。

また、ターンテーブルを利用された方からは、大学がオンライン講義となり友達とあまり会えない中、お食事券を活用し友人とターンテーブルを訪問でき、おいしい物も食べられてうれしかったなど、大変好評いただいているところでございます。

高井副委員長

正に帰省もなかなかできなくなったり、アルバイトもできなくなったりして困っている学生さんがいる中で、こうした特に食べる物関係がとても評判が良かったのではないかと思います。

私が当初心配していたのは、県外にいる学生さんなので、なかなかこういう事業をやっていることを知るまでの、行き届くかなということを心配しておったのですが、今聞いた結果によると4,663件ということはなかなかだと思いますし、徳島新聞とかに大きく取り上げていただいたり、ターンテーブルの記事の中にもあったように思いますし、いろんなことが功を奏したのかなと思います。

ただ、大きな予算を使ってこうしたプレゼントをするだけという事業ではないはずですので、政策目的はふるさと回帰という、県外にいる学生さんには徳島県がいろいろ気に掛けていると、ゆくゆくは戻ってきてまた県で活躍してほしいという気持ちがあってこういう施策をとったのだらうと思いますが、その政策目的を遂行するためにアンケートは取っていたというふうに思います。報道等でも書いてあったと思うのですが、このアンケートの状況はいかがでしょうか。

金丸広域行政室長

高井副委員長から、アンケートの実施状況についての御質問でございます。

国難の一つでございます人口減少問題の打破に向けまして、地方創生の推進、中でも若者のとくしま回帰というものは重要な取組の一つだと認識しているところでございます。

副委員長からもお話がありましたとおり、この事業の実施に当たりましては、申込みされた皆様に対しまして、特産品をお送りするだけではございませんで、申込みいただいた全ての皆様からとくしま回帰に関するアンケートに答えていただくこととしているところでございます。

具体的には、日頃学生さんが活用する情報収集の手段ですとか、就職希望地や就職希望業種、就職に当たり重視する事項など6項目についてのアンケート調査を実施しているところでございます。

現在、このアンケート結果の取りまとめと分析を進めているところでございまして、この分析結果を踏まえまして、今後、効果的な施策を展開して若者のとくしま回帰の促進につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

高井副委員長

正に今分析中という、結果を集計中ということですので、是非これをよく分析されて大

きなヒントというか、次のふるさと回帰につなげられるヒントがあるのだろうと思いますし、また、ちょうど今、来年の当初予算に向けてのいろんな事業も検討中だと思いますので、こうした生の声を政策につなげて、是非戻ってきてもらえるようなことを検討、頑張ってください、事業をまた提案していただきたいと思います。

特に、県出身の学生さんは県外で外から徳島県を見ていろいろ感じる場所もあるでしょうし、またそうした新しい若い力がゆくゆくは県のために大きな力となるはずですので、是非、来年度に向けていろいろ検討していただきたいと思います。

また、引き続きお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

井下委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、地方創生対策特別委員会を閉会いたします。(11時33分)